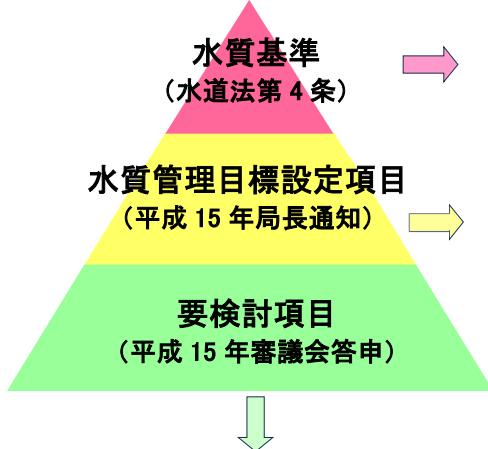


水道水中の有機フッ素化合物(PFAS)の法規制改正



水道法の体系図



- 具体的基準を省令で規定
- 重金属、化学物質については浄水から評価値の10%値を超えて検出されるもの等を選定
- 健康関連31項目 + 生活上支障関連20項目
- 水道事業者等に遵守義務・検査義務あり

- 水質基準に係る検査等に準じた検査を要請
- 評価値が暫定であったり検出レベルは高くないものの水道水質管理上に注意喚起すべき項目
- 健康関連14項目 + 生活上支障関連13項目

- 毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等
- 全46項目について情報・知見を収集

最新の知見により常に見直し
(逐次改正方式)

日本の水道水の水質規制は、水道法第4条に基づき、51項目が水質基準値とともに定められています。水質管理目標設定項目は、水質基準を補完する位置づけのもので、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目として定められたものです。また、要検討項目は毒性評価が十分に定まっていないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目となっています。

PFOS 及び PFOA 水質基準へ

水質管理目標設定項目として位置づけられていた PFOS および PFOA について、2025年6月30日に関係省令が公布され、2026年4月1日から水質基準項目として新たに追加されます。基準値は「PFOS および PFOA の合算値として 0.00005 mg/L (50 ng/L) 以下」とされ、水道水質基準項目数は従来の51項目から52項目となります。

要検討項目に7物質が追加

2025年6月30日に要検討項目に PFBS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、GenX が追加されました。2021年に設定された PFHxS と合わせて要検討 PFAS という名称となります。目標値については、要検討 PFAS には設定されていません。

詳しくは、当社 分析担当者 (フリーダイヤル0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせ下さい。